

## 令和5年 第1回須賀川市農業委員会総会議事録

令和5年1回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和5年1月6日（金）
- 2 招集通知日 令和5年1月6日（金）
- 3 招集日時 令和5年1月20日（金）午後2時
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

- 6 出席農業委員 19名
- 7 欠席農業委員 0名
- 8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 10名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	村上 節夫	西袋	渡邊 久記	小塩江	塩田 静生	小塩江	相樂 利晴
仁井田	岡部 俊男	大東	関根 隆二	長沼	池田多可志	長沼	内山 哲夫
岩瀬	齊藤 正人	岩瀬	渡邊 聖一				

- 9 欠席農地利用最適化推進委員 2名（池田多可志委員、齊藤正人委員）
- 10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	西澤 俊邦
	農政係 長	早尾 重美
	農地係 長	力丸 光輝
	専門員	三島木 修

## 11 議 案

議案第 61 号 農用地利用集積計画について

議案第 62 号 農用地利用配分計画(案)に関する意見について

議案第 63 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 64 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 65 号 現況確認証明申請の適否決定について

議案第 66 号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について

議案第 67 号 実勢賃借料情報（令和 4 年 1 月～令和 4 月 1 2 月）の提供について

議案第 68 号 令和 5 年 農業労働賃金標準額改定について

報告第 44 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 45 号 農地法施行規則第 29 条の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 46 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 47 号 携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理について

報告第 48 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

## 12 その他

13 開 会 （午後 2 時）

14 挨 拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 5 番 大越彰 農業委員と 6 番 村上光宏 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 （午後 3 時 1 0 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和5年1月20日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別紙> 審議内容

令和5年 第1回総会

令和5年1月20日(金)

議長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第61号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議長 只今、説明がありました第110号から第121号について、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第61号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第61号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

議長 次に、議案第62号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議長 只今の説明について、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第62号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第62号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

(農政課職員 退席)

議案第63号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 75 号について、渡邊推進委員よろしく申し上げます。

渡邊推進委員 受理番号第 75 号について説明申し上げます。

1月14日、小枝農業委員と私の2名で現地調査並びに譲受人の説明を受けてまいりました。この案件は、約30年前に譲渡人と譲受人の父親が、口約束で交換し今まで耕作していた農地で、この度、相続登記の際に未登記であったことが判明し、お互いの相談の結果、今後の農業経営のため、交換による所有権移転のため、申請が行われたものです。

許可上、問題ないと思いますが、委員の皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、受理番号第 76 号について、岡部推進委員よろしく申し上げます。

岡部推進委員 受理番号第 76 号について説明申し上げます。

高橋農業委員と私の2名で調査してまいりました。申請のあった田は、譲受人の田に隣接することもあり、以前から譲渡人から売買の話があり、この度、話がまとまったものです。

譲受人は、長年営農しており農地利用に支障はないと思います。また、価格もお互いに合意しており、許可上、問題ないと思いますが、委員の皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、受理番号第 77 号について、横川農業委員よろしく申し上げます。

横川農業委員 受理番号第 77 号について説明申し上げます。

1月15日に池田推進委員と私の2名で譲受人の話を伺いました。譲渡人の田が譲受人の田に囲まれており、互いの話し合いのもと、利便性の良い譲受人が譲り受けることになりました。また、価格については、お互いの話し合いで決定したもので、許可上、問題ないと思いますが、委員の皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、受理番号第 78 号について、村上農業委員よろしく申し上げます。

村上農業委員 受理番号第 78 号について説明申し上げます。

1月14日に齊藤推進委員と共に現地調査を行い、譲渡人と譲受人の意向を確認してまいりました。申請地は、面積が小さく三角形であるため、耕作が困難で、長年保全管理を行っておりました。譲受人は隣接の田を所有してお

り、作業効率を上げるため、両者協議のもと無償贈与となったものです。

譲受人は、規模拡大を図っている地元では先進的な農家であり、許可上、問題ないと思いますが、委員の皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 次に、受理番号第 79 号について、村上推進委員よろしくお願いします。

村上推進委員 受理番号第 79 号について説明申し上げます。

1 月 17 日、秋山農業委員と 2 名で調査をしました。譲渡人は、体調を崩し、今までのように農地を管理することが難しいと考え、知人である譲受人に相談し話がまとまったものです。

譲受人は、隣接している農地を取得しているため、効率的に管理できると思われる。また、価格につきましてはお互いの話し合いで決定しており、許可上、特に問題ないと思いますが、委員の皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 次に、受理番号第 80 号について、相楽推進委員よろしくお願いします。

相楽推進委員 受理番号第 80 号について説明申し上げます。

1 月 15 日に安藤農業委員と私で現地にて調査確認しました。申請地は、譲渡人が数年耕作しておらず、農地の近くに住む譲受人に売買したいとの話があったものです。このため効率的な農地利用に支障がないと思われます。

譲受人は、長年営農しており、耕作に必要な機械類も保有しております。

また、価格についてはお互いの話し合いで決定しており、妥当なものと思われる、許可上、問題ないと思いますが、委員の皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 次に、受理番号第 81 号について、渡邊推進委員よろしくお願いします。

渡邊推進委員 受理番号第 81 号について説明申し上げます。

調査は 1 月 15 日、矢吹農業委員と同行し、譲受人に内容確認をしました。

譲渡人と譲受人は、同一集落の住人で、申請地は、譲受人の所有地に隣接しています。付近は、土地基盤整備の対象外のため、土地区画が複雑になっており、隣接地の購入により、土地の有効利用を図るものです。

今回は、両者の話し合いで合意したもので、許可上、問題ないと思いますが、委員の皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 63 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」  
異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 63 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適  
否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 64 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定につ  
いて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 35 号を内山推進委員お願い  
いたします。

内山推進委員 受理番号第 35 号を説明申し上げます。

1 月 15 日に加藤農業委員、松川農業委員、横川農業委員と私の 4 人で調査  
をいたしました。譲渡人と譲受人は義理の親子関係にあり、現在は同居して  
おります。大家族であり、住宅が手狭で古くなっているため、申請地に使用  
権設定のうえ、一般住宅建築のため申請が出されたものです。

申請地は農地の集団性を阻害するものではありません。また、汚水排水に  
についても合併浄化槽を使用するため、特に問題ないと思われまますので、委員  
の皆様の審議をよろしく願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 64 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」  
許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 64 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適  
否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 65 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題といたしま  
す。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお

願います。

受理番号第 9 号塩田推進委員よろしく願います。

佐藤推進委員 受理番号第 9 号について説明いたします。

12 月 19 日に安藤農業委員、吉田農業委員、事務局と私で現地を確認しました。申請地は、山林であったものを約 40 年前に桑畑としましたが、耕作しなくなり山林化したものです。

昨年、相続登記され、登記地目が山林であったため、太陽光パネルの設置をしたものですが、課税地目が畑となっていることが判明し、この度の申請となったものであり、事後承認とはなりますがやむを得ないものと考えます。

委員の皆様の審議のほどよろしく願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 65 号「現況確認証明申請の適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 65 号「現況確認証明申請の適否決定について」議決し許可することといたします。

次に議案第 66 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員から願います。

受理番号第 11 号、関根推進委員よろしく願います。

関根推進委員 受理番号第 11 号について説明いたします。

申請地は農地として耕作するのは、本当に困難と考えられ、非農地と証明することには問題ないと思います。

皆様の審議のほどよろしく願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。



議案第 66 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」申請どおり証明することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 66 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に議案第 67 号「実勢賃借料情報（令和 4 年 1 月～令和 4 年 1 2 月）の提供について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明。

議長 続いて、本件につきましては、1 月 5 日に開催いたしました農政委員会の会議において、議論がなされておりますので、農政委員会委員長から経緯等についての説明をお願いします。

松川委員長 1 月 5 日に開催しました第 1 回の農政委員会において、事務局が作成した素案を審議いたしました。その中で、本日の議案 67 号として提案することを全会一致で承認決定をしました。委員の皆様にご報告いたしますとともに、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 67 号「実勢賃借料情報（令和 4 年 1 月～令和 4 月 1 2 月）の提供について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 67 号「実勢賃借料情報（令和 4 年 1 月～令和 4 月 1 2 月）の提供について」議決し、提供することといたします。

次に、議案第 68 号「令和 5 年 農業労働賃金標準額改定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明。

議長 続いて、本件につきましては、1 月 5 日に開催いたしました農政委員会の会議において、議論がなされておりますので、農政委員会委員長から経緯等についての説明を求めます。

松川委員長 1 月 5 日に開催しました第 1 回の農政委員会において、事務局が作成した素案を審議いたしました。昨年の労働賃金標準額決定に当たっては、経費の増大

から、作業料金の引き上げ等の意見もありましたが、農家所得の大幅な減少で難しい状況でありました。ただ本年におきましては、更なる複合的な要因により農業機械、資材などの大幅な値上げとなり、農家経営を圧迫しております。

このような状況を踏まえ、11月に各地域で検討提出された結果、5つの地域から値上げ改定の意見が提出されました。

これをもとに作成された原案に基づき、審議をした結果、現状を鑑みれば、おおむね10%値上げは妥当ではないかとの意見に集約されたところでございます。

については、農政委員会の皆さんと審議を行った結果、議案68号として提案することを全会一致で承認、決定をいたしました。本案について委員の皆様にご報告いたしますとともに、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第68号「令和5年 農業労働賃金標準額改定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第68号「令和5年 農業労働賃金標準額改定について」は、案のとおり決定といたします。

議長 次に、報告事項に入ります。

○ 報告第44号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」 9件です。

○ 報告第45号「農地法施行規則第29条の規定による農地転用届出書の受理について」 1件です。

○ 報告第46号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 4件です。

○ 報告第47号「携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理について」 2件です。

○ 報告第48号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」 6件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

委 員 ● 届出案件等について、価格の記載がないがなぜか。

事 務 局 ● そもそも許可案件を含め、記載を強制できないが、許可案件は、判断基準ともなるので、任意で記載を求めている。

事 務 局 ● 連合会合同研修についての開催予定について西澤局長が説明した。

● 能率給の報酬支払についての説明と活動日誌提出依頼を三島木専門員が行った。

● 参考資料等の配布について、カ丸係長が説明した。

議 長 他になければ、これにて令和5年第1回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。